

給水管漏水に対する減額基準

(目的)

第1条 この基準は、沼津市給水条例（平成10年4月1日条例第16号）第33条の規定に基づき、給水管の漏水により生じた異常水量に係る水道料金（以下「料金」という。）の減額を行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(減額の対象となる漏水)

第2条 減額の対象は次の各号に定めるところによる。この場合、発見後すみやかに修繕したものに限る。

- (1) 天変地異及び火災等不可抗力的要素により発生した漏水で、使用者の責と認められないもの。
- (2) メーター取替による漏水等で、使用者の責と認められないもの。
- (3) 使用者の善良な管理にもかかわらず、地下漏水及び家屋の床下・壁面内部等で漏水の発見が著しく困難なもの。

(減額の対象とならない漏水)

第3条 次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず減額の対象とならない。

- (1) 給水栓の故障によるもの。
- (2) 水洗便所の洗浄装置の故障によるもの。
- (3) 温水器、瞬間湯沸器、受水槽、高架水槽、クーリングタワー等の故障によるもの。
- (4) 不正工事又は不良工事に起因するもの。
- (5) 給水装置施工後1年以内に発生したもの。
- (6) 漏水の減額を行った日から1年以内に同一箇所が発生したもの。
- (7) 水道部職員から漏水の通知を受けながら、相当の理由がなく修繕を行わないとき。

(減額の対象となる水量)

第4条 減額の対象となる水量は、使用水量認定基準第2条に定める異常水量とする。

(減額の対象期間等)

第5条 第2条における減額期間又は期は、次のとおりとする。

- (1) 第2条の(1)及び(2)については、異常水量のあった期間とする。
- (2) 第2条の(3)については、漏水修繕を行った日の属する期、及び前3期の中で最

も異常水量が多い期とする。

(減額の計算)

第6条 前条に係る料金の算出方法は次のとおりとする。

(1) 第2条の(1)及び(2)については、異常水量の全量を減額する。

(2) 第2条の(3)については、異常水量の3分の2を減額する。

2 水量は計算する場合において、1立方メートル未満の端数があるときはその端数は四捨五入する。

3 第1項第(2)号の規定により算出された減額後の水量が、実績使用水量の3倍を超える場合は、その超過した部分についても減額することができる。

(確認)

第7条 前条の減額をするときは使用者から漏水箇所、修繕日等を確認して処理しなければならない。

(雑則)

第8条 この規則によりがたい場合は、管理者が別に定める。

付 則

1 この訓令は、平成10年9月1日から施行する。

2 給水管漏水に対する減額基準（昭和51年実施）は廃止する。